

令和8年2月26日

教育長答弁実録

（教育委員会）

（問）オンライン授業の推進について

不登校や病気療養児、インフルエンザ警報時等におけるオンライン授業を原則出席扱いとする方向で整理すべきと考えるが、教育長の所見を伺う。

また、オンライン授業の有効性や先進事例を効果的に習得するため、管理職自身がオンライン授業を受講者として体験するプログラムや、生成A Iの校務活用を実践的に学ぶ研修などを県が主導して実施すべきと考えるが、併せて教育長の所見を伺う。

（答）

オンラインにより授業を受けた場合の出席等の取扱いにつきましては、国において、考え方や留意事項が示されておりまして、

- ・ 病気療養や不登校などの理由により登校していない場合には、一定の要件の下で、出席扱いとなり、
- ・ インフルエンザ等の感染症の予防等のため、登校できない合理的な理由がある場合には、出席・欠席いずれの日数にも記録せず、こうした場合における一定の方法によるオンライン授業については、指導要録上、特例の授業として記録することができること

となっております。

こうした中で、学校におけるデジタル学習基盤活用の推進を図るため、令和5年度から、管理職を対象として、デジタルツールを活用したグループ協議などを取り入れた研修を行っていることに加えまして、来年度は、ICT活用の先進事例を学ぶオンライン研修のほか、生成A Iの校務での活用等を実践的に学ぶ研修も計画しておりまして、引き続き、学校におけるデジタル技術の効果的な活用を進めてまいります。